

新成長戦略に対する要望 フレーム

～企業の成長投資促進による実需喚起を～

基本的考え方

- ◆わが国経済は、強力な金融緩和による円高是正と株価持ち直し、財政出動を双発エンジンとして、全体として回復途上にある。一方、企業規模や業種により依然厳しさも残るほか、消費増税・輸入物価高・エネルギー価格の高止まりなどコストアップによる収益圧迫も大きな課題。
- ◆力強い成長実現と、需要拡大の結果としてデフレから脱却していくためには、持続的な実需の喚起が不可欠であり、民間の国内投資を本格化させる政策をパッケージで推進することが肝要。
- ◆新成長戦略策定に際しては、企業の活力増進による成長力強化を一層鮮明に打ち出すとともに、具体策実施に全力をあげるべき。

I 国の成長エンジンである大阪・関西の活性化

- 1 2017年スポーツ・文化版ダボス会議の関西開催に向けた支援 ★
- 2 国家戦略特区制度を最大限生かした産業競争力強化 ★
- 3 成長戦略の主たる担い手たる中小企業への政策集中
- 4 関西国際空港のコンセッション実施に際しての内外無差別 ★
- 5 世界ランキングでトップ10に入る大学の育成 ★

II 国家戦略特区制度の円滑な運用・拡充

【A：ライフサイエンス産業の振興】

- 1 ライフサイエンス分野の研究開発・事業化推進における大阪の西日本ハブ拠点としての位置づけ
 - 1) 医薬品分野 ★
 - 2) 医療機器分野
 - 3) ヘルスケア分野 ★
- 2 医療機器産業の強力な振興
 - 1) 医療機器事業化促進プラットフォームの機能強化 ★
 - 2) 医療機器の事業化促進を支える人材の育成 ★
 - 3) 医師等医療従事者の産業界との連携に対するインセンティブの創設
 - 4) 医薬品医療機器等法の施行を契機とした抜本的規制緩和 ★
 - 5) 資金面での参入障壁の緩和・撤廃
- 3 次世代・次々世代先端医療のワンストップ研究・実証拠点の整備 ★

【B：暮らし（衣・食・住）産業の振興】

- 1 日本の新しいライフスタイルに関する認証制度構築 ★

【C：特区税制の拡充】

- 1 特区における自治体独自の税制優遇措置に対する支援 ★
- 2 国家戦略特区税制の活用促進 ★

III 新成長戦略の柱となるべき観光・インバウンドの振興

- 1 観光振興に向けた地域の取り組みへの支援策強化
- 2 2020年オリンピック・パラリンピックを契機とした日本全体の活性化
- 3 イスラム圏からのインバウンド促進策の強化 ★
- 4 大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革
- 5 観光ビザのさらなる発給要件緩和
- 6 クルーズ客船における入国手続きの迅速化 ★
- 7 通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置の適用拡大 ★

IV 1ドル≒100円を生かした産業競争力の再構築

- 1 成長志向型税制の構築
 - 1) アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現
 - 2) 法人版エンジェル税制の創設
 - 3) 国力の源である研究開発の促進
 - 4) 国内における設備投資の促進
 - 5) 地球温暖化対策税の適用停止
- 2 安全性が確認された原発の順次速やかな再稼働と安価・安定的な電力供給の確保
- 3 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の早期妥結
- 4 新しいものづくり産業の振興
 - 1) 3Dプリンター活用拠点の整備
 - 2) 新ものづくり補助金制度の安定的継続 ★

V 海外展開支援策の強力な推進

- 1 進出先でのワンストップサポート機能の強化
- 2 インキュベーション・ファクトリーの運営支援
- 3 新興国における工業団地や関連インフラの整備促進 ★
- 4 外国企業の誘致活動の強化

VI 成長を支える人材の確保支援

- 1 女性の一層の活躍支援 ★
- 2 外国人の就労環境整備 ★
- 3 外国人技能実習制度の拡充
- 4 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し

VII 西日本の拠点たる大阪・関西のインフラ整備

- 1 首都機能のバックアップ拠点の大阪・関西への設置と国土双眼化の推進
- 2 関西国際空港の機能強化
- 3 阪神港への予算の重点配分
- 4 道路ネットワークの早急な整備
- 5 リニア中央新幹線の全線（東京—大阪間）同時開業

（全46項目）

（うち★=新規項目=20）

平成26年4月

新成長戦略に対する要望 ～企業の成長投資促進による実需喚起を～

大阪商工会議所

わが国経済は、強力な金融緩和による円高是正と株価持ち直し、財政出動を双発エンジンとして、全体として回復途上にある。この間の政府・日銀の経済・金融政策を歓迎する。

しかし、企業規模や業種により依然厳しさが残るほか、消費増税・輸入物価高・エネルギー価格の高止まりなどコストアップによる収益圧迫も大きな課題となっている。

力強い成長実現と、需要拡大の結果としてデフレから脱却していくためには、持続的な実需の喚起が不可欠であり、民間の国内投資を本格化させる政策をパッケージで推進することが肝要である。

こうした中、政府は新しい成長戦略を策定する運びと聞くが、新戦略においては、企業活力増進による成長力強化を一層鮮明に打ち出すとともに、一刻も早く具体策を詰め、勢いを持って実行に移すことに全力をあげるべきと考える。

かかる観点から、大阪商工会議所では、企業とりわけ中小企業の「生の声」をもとに必要な制度改正や新たな枠組みづくりなどについて取りまとめたところである。新成長戦略策定に際しては、下記事項の実現に特段の配慮を払われるよう強く要望する。

記

(★印＝新規要望項目)

I 国の成長エンジンである大阪・関西の活性化

大阪・関西は、強い競争力を持った新しい産業、優れた中小企業や大学などの集積を生かして、日本の成長をリードしようと挑戦を続けている。国においても当地の取り組みを強力にバックアップされたい。

1 2017年スポーツ・文化版ダボス会議の関西開催に向けた支援 ★

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会との相乗効果を狙ううえでも、2017年スポーツ・文化版ダボス会議の日本開催は極めて有意義である。関西が同会議の開催地として立候補するに際しては、政府は相応の環境整備・支援策を講じられたい。

2 国家戦略特区制度を最大限生かした産業競争力強化 ★

成長戦略の柱として期待を集めている国家戦略特区に関西圏が指定されたことを歓迎する。

このうえは、せつかくの特区制度が産業競争力強化・経済のパイ拡大に向けより有効に機能するよう、内容の一層の充実に取り組みられたい。

とりわけ、区域計画の作成に際し、事業者が思い切ったビジネスプランを描けるよう、国から提示された「6分野・16項目」に限定せず追加的な規制緩和・税制優遇措置を積極的に認められたい。そのためにも、区域会議において改めて事業者の声を十分聴取し、区域計画に反映させる機会を設けるとともに、具体的なプロジェクト実施に当たっては、財政面での支援策も検討されたい。

3 成長戦略の主たる担い手たる中小企業への政策集中

中小企業の活力増進は、わが国経済の生命線である。成長戦略の推進にあたっては、自らリスクを取ってチャレンジする中小企業を主たる担い手と明確に位置づけ、マーケットの拡大が見込まれる有望分野への円滑な参入に向け、政府全体で政策を集中投入されたい。

4 関西国際空港のコンセッション実施に際しての内外無差別 ★

関西国際空港のコンセッション価格は、世界最大規模を想定されており、国内外からの注目を集めている。当該コンセッションは、わが国が真に国を開きつつあるか否かの試金石となるものであり、内外無差別の原則を徹底されたい。

5 世界ランキングでトップ10に入る大学の育成 ★

経済成長の源であるイノベーションの主な担い手として、大学に期待される役割は一層高まっている。競争力強化の起爆剤として、わが国の大学を「世界ランキングでトップ10入り」（例えば2030年代までに3大学以上）させるとの明確な目標を策定したうえで、国内外の優れた研究者や学生にとって魅力ある学術環境や、特定国立研究開発法人と同様の待遇面での柔軟なインセンティブを整備されたい。あわせて、企業や地域の競争力強化の重要なパートナーとしての機能を強化されたい。

- ① その一環として、大学の先端分野での研究費確保など意欲的な挑戦をサポートするため、省庁横断により国費を集中投入されたい。
- ② 同時に、民間からの研究資金誘導により、大学と企業との共同研究を深化させるため、企業から学校法人に対する寄附金について、全額損金算入を認められたい。また、大学発ベンチャーに企業が出資した場合、法人版エンジェル税制を先行適用されたい。

- ③ 大学構内への企業の研究施設設置に際し、特別償却などの税制上の優遇措置を講じられたい。
- ④ サポート企業へのインセンティブとして、研究成果を閲覧する第一優先権を付与するとともに、生み出された知的財産の管理は企業の意向を重視するなどの仕組みを検討されたい。

Ⅱ 国家戦略特区制度の円滑な運用・拡充

【A：ライフサイエンス産業の振興】

せっかくの特区制度を、わが国のライフサイエンス産業振興に一層ダイレクトに結びつけるため、規制緩和項目の追加など次の諸点についても特区内で実現されたい。

1 ライフサイエンス分野の研究開発・事業化推進における大阪の西日本ハブ拠点としての位置づけ

ライフサイエンス分野における研究開発の司令塔となる、日本医療研究開発機構が発足の運びであることを歓迎する。同機構の運営に際しては、研究成果が確実に事業化されるよう、一連のプロセスを省庁横断により切れ目なく推進されたい。

また、具体的な運営にあたっては、全国に先駆けて研究開発から事業化まで一貫した支援体制を整えている大阪を「ライフサイエンス分野の研究開発・事業化に関する西日本のハブ拠点」として位置づけられたい。

その際、以下1) 2) 3) で示すように、地元で実績のある既存事業との連携により、実効ある体制を構築されたい。

1) 医薬品分野 ★

創薬分野で集積が進む大阪に、引き続き拠点機能の整備を行われたい。

具体的には、既に全国の主な製薬企業が利用している「創薬シーズ・基盤技術アライアンス・ネットワーク (DSANJ)」(主催：大阪医薬品協会・大阪商工会議所／共催：医薬基盤研究所など)と国の創薬支援ネットワークとの連携強化・一体運用を行われたい。

また、創薬支援ネットワークから立ち上がったベンチャーへの出資については、法人版エンジェル税制を先行適用されたい。

2) 医療機器分野

医療機器については、大阪商工会議所が全国に先駆け実施してきた医工連携促進事業「次世代医療システム産業化フォーラム」(2003年度開始)や、「事業化支援サービス」(2012年度開始)で構成される「医療機器事業化促進プラットフォーム」を核に、大阪を医療機器事業化促進拠点として位置づけられたい。

3) ヘルスケア分野 ★

1) 2) の活動と連動し、大阪には全国の大学・研究機関・医療機関からのシーズ情報が集積することで、ヘルスケア関連分野においても、多様なビジネス創出の環境が整っている。同分野においても、大阪を新しいビジネス創出モデル地域と位置づけられたい。

とりわけ、特定保健用食品と栄養機能食品以外には認められていない健康食品の機能性表示については、保健機能を有することに十分な科学的根拠が認められる場合は、当該健康食品に機能性表示を認める方向で検討がなされている。大阪ではこうした国の動きに呼応して、自治体や民間事業者、経済団体などが、第三者認証制度の検討など解禁後直ちに新市場の育成に着手できるよう準備を進めている。ついては、大阪で新たな健康食品振興事業を円滑に実施できるよう政省令の制定など制度設計を迅速に進められたい。

2 医療機器産業の強力な振興

1) 医療機器事業化促進プラットフォームの機能強化 ★

医療機器は多様な技術を必要とし、中小企業も参入可能な裾野の広いモノづくり産業であるが、これまでのところ、わが国企業の優れた技術が十分生かされていない。その主因の一つは、医療機器開発に関し、「医療現場のニーズに基づくアイデア」から「製品コンセプト策定」、「試作」、「臨床評価」などを経て「上市」までを一貫して支援する仕組み、すなわち「プラットフォーム」が十分整備されていない点にある。特に中小企業では、持ち前の技術を生かし「試作」までは可能であるものの、それ以降の工程を独力で乗り越えられないケースが多く、また大手企業でも異業種からの参入の場合などは、最適なビジネスプランを構築することが困難であるのが実情となっている。

そこで、大阪商工会議所では、米国ミネソタ州やシンガポールなど、海外の先進地域と連携するとともに、政府の支援を得ながらプラットフォーム構築を進め、新規参入企業を中心に事業化に必要な支援を提供しているところである。さらに今後は、大きな成長が見込まれる新興国市場に対する戦略や、新興国の現場ニーズを反映したリバースイノベーションの検討にも着手するなど、日本企業がその強みを生かして、ビジネスとして勝てる支援を行う拠点となりつつある。このように、全国に先行した支援体制のさらなる拡充に向け、万全のサポートを継続・強化されたい。

2) 医療機器の事業化促進を支える人材の育成 ★

大手医療機器メーカーからスピリアウトして支援型ビジネスを展開する人材が豊富に存在する欧米と比較し、わが国においては、医療機器事業化促進を支援する人材が乏しいのが実情である。

日本における医療機器事業化促進プラットフォームを強化するため、大阪では、当面は医療機器ビジネス先進地域の支援組織との連携により、国内で不足している機能・人材を補完しているが、多彩な案件を継続支援できるよう人材の育成が不可欠である。具体的には、大阪商工会議所では「海外の優れたプログラム・講師陣の招聘も含んだ医療機器分野に特化した人材育成プログラム」

や、「メンタリングによる支援などを行う事業化支援と人材育成を組み合わせた事業」を検討しており、こうしたプロジェクトの実施に際しては、財政支援を含むサポートを行われたい。

3) 医師等医療従事者の産業界との連携に対するインセンティブの創設

ライフサイエンス分野の研究開発・事業化において、特に臨床を持つ医師等との連携は核となる重要な要素である。ただ、医師等にとって産業界との連携は、自身の業績評価の対象でないため、こうした取り組みが依然一部にとどまるなど、活動できる環境が十分整っていない状況にある。

そこで、医師等医療従事者の業績評価に産業界との連携実績が反映されるよう環境整備に努めるとともに、連携実績の高い医師等の表彰制度の創設や、研究開発・事業化支援関連助成金の中で医師等が活動しやすい費用を認めるなど、産学連携強化に向けた環境を整備されたい。

4) 医薬品医療機器等法の施行を契機とした抜本的規制緩和 ★

医薬品医療機器等法は、医療機器関連の事業化促進に寄与すると多いに期待されている。新法の意図を踏まえ、次の事項の実現をはじめ確実に実態を改善されたい。

①医療機器の改良に際しての審査の簡略化

医療機器は、上市された後も改良を重ねることにより、より優れた製品に進化していくケースが多いが、現状ではその都度審査が必要となるため、事業者の改良意欲が妨げられているのが実情である。

そこで、製品の改良に際しては、品質および安全性が設計開発当初と異なる場合に限り審査を行い、それ以外は変更届けのみとすることにより、医療機器の進化を促されたい。

②市販後医療機器の臨床試験に関する規制緩和

市販後の医療機器の改良を促進するため、市販後臨床試験については、GCP準拠を不要とされたい。また、医師の適応外使用により、新たな使用方法について申請を行う場合においてもGCP準拠を不要とし、臨床試験データにより申請できるよう規制を緩和されたい。

③承認申請における臨床試験データの活用・海外の臨床試験データの受け入れ促進

海外では、臨床試験データを承認申請の際にも活用できるのが一般的である。わが国においても、承認申請加速化のため、同様の対応が可能となるよう規制を緩和されたい。また、欧米諸国の審査で認められた臨床試験データなどを日本の承認申請にも活用できるよう規制を緩和されたい。

④国際的に整合性のとれた品質マネジメントシステムの重視

医療機器の製造において安全性確保は極めて重要であり、当該分野における

品質マネジメントシステムの世界標準規格である「ISO13485」の取得が求められている。ただし、日本独自の「QMS省令」による規制を重ねて課すことは不要と考えるので、グローバルスタンダードである「ISO13485」をそのまま規制レベルとされたい。

⑤医療機器業公正競争規約による立ち会い規制の撤廃

景品表示法に基づく医療機器業公正競争規約の中で、医療機器メーカーなどの医療機関における立ち会いについての基準が定められている。ただ、医師法、保健師助産師看護師法、医薬品医療機器等法、労働者派遣法など関連法規および医療機器の販売を目的としていないことを遵守すれば問題は生じないことから、立ち会い規制を撤廃されたい。

⑥PMDA（医薬品医療機器総合機構）の機能強化

多岐にわたる医療機器の特性や海外の法制度などに関し優れた知見を有する人材がPMDAに投入されるよう促されたい。また、重要な案件についても、厚生労働省への上申・判断結果を待たず、PMDAが独自で承認審査できるよう権限を強化されたい。人材登用においては、日本と比較し医療機器産業が成熟している欧米諸国などから、実務経験の高い人材確保を検討されたい。

5) 資金面での参入障壁の緩和・撤廃

①長期のビジネスサイクルに対応した事業資金の調達支援

ライフサイエンス分野は、事業開始から利益を生むまでのビジネスサイクルが特に長く、創業時における長期安定的な資金の確保が事業成否の鍵を握っている。その支援策強化の一環として、政府系金融機関による劣後ローン（資本金ローン）制度について一層積極的に推進されたい。

②ニッチ市場参入者に対するPMDA手数料の軽減対象の拡大

ニッチ市場を育てることが、医療機器産業全体の強化・底上げにつながると思う。ただ、例えば年間売上高が1億円未満の機器開発については、PMDA手数料への負担感が特に大きく、ニッチ分野に挑もうとする企業の大きな障壁になっている。そこで、現在赤字ベンチャー企業向けに1割負担に軽減されている手数料支援制度について、その対象企業を大幅に拡大されたい。

③公的助成金の手続きの簡素化・複数年度採択制度の採用

研究開発を支援する補助金・委託金の手続きは極めて煩雑で、実際の事業開始が年度半ばとなるなど、実質的な研究開発に充てる時間が十分確保できない事例も多い。特に研究開発に時間のかかるライフサイエンス分野の助成については、手続きの簡素化や、複数年度にわたる事業内容を採択するなど制度を改正されたい。

同時に、各種助成金は精算払いであることが多く、とりわけ中小企業にとっては資金繰り負担も大きい。については事前の概算払いとするなど十分配慮されたい。

3 次世代・次々世代先端医療のワンストップ研究・実証拠点の整備 ★

再生医療・遺伝子治療・免疫・癌・ワクチン・バイオ医薬品などの分野で、次世代・次々世代の先端医療や医療機器を飛躍的に発展させるためには、国内外の野心的な研究成果や第一級の人材を集め、関連企業とともに研究開発から実証・上市までを行い、あわせて人材育成も一体的に実施する日本の医療のモデルルームとなるワンストップ拠点の整備が求められる。その際、医療機関・研究機関・製薬メーカーなどライフサイエンス産業の集積の厚い大阪都心部への整備を検討されたい。

【B：暮らし（衣・食・住）産業の振興】

1 日本の新しいライフスタイルに関する認証制度構築 ★

大阪では、暮らし（衣・食・住）に関わる個人消費を喚起するため、国家戦略特区での容積率緩和を活用した都心のリノベーションによる質の高い住環境実現と、自宅に人を招きあう「おうちサロン化」を流行させる企業運動を展開しつつある。こうした活動は、内需拡大と同時に、日本の洗練された住空間・ライフスタイル全体のパッケージ輸出にもつながるものと期待される。

そこで、住宅・家具・インテリア・家電・食事・ファッションなど、日本の快適で健康的なライフスタイルに関わる優良プロダクトや優良リノベーションに関する認証制度を創設されたい。

【C：特区税制の拡充】

1 特区における自治体独自の税制優遇措置に対する支援 ★

特区制度は成長戦略の要であり、指定地域の自治体も追加支援策を講じ、世界トップクラスの投資環境を整備することが重要である。しかし、現状では、自治体が特区内に進出した企業の地方税を軽減した場合、軽減額に対し法人税が課され、せっかくのインセンティブが減殺される状況にある。

そのため、国家戦略特区や国際戦略総合特区に進出した企業に対し、地方自治体が独自の地方税の軽減措置を講じた場合、軽減額を法人税の課税所得から除外する措置を講じられたい。

2 国家戦略特区税制の活用促進 ★

国家戦略特区税制については、民間投資を呼び込むことを第一義に、企業が活用しやすいよう軽減措置の対象範囲や手続きなどを見直されたい。特に、償却資産に係る固定資産税の特例措置については、基礎研究など収益性の低い事業に限らず、開発研究を含めるなど適用対象を拡大されたい。

Ⅲ 新成長戦略の柱となるべき観光・インバウンドの振興

関連産業の裾野が広く、国内消費の刺激・雇用拡大など即効性が期待できる「観光・インバウンド振興」を成長戦略の大きな柱の一つとして位置づけ、予算・税制・規制改革などの施策を集中投入されたい。

1 観光振興に向けた地域の取り組みへの支援策強化

新しい観光拠点の開発やMICEによる外国人客誘致に向けたプロモーション活動、外国語の標識・案内表示や無料Wi-Fiサービスの充実など訪日外国人の受け入れ環境整備、観光バス駐車場の充実など、観光産業の振興に向けた地域における取り組みを強力に支援されたい。

2 2020年オリンピック・パラリンピックを契機とした日本全体の活性化

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会は、わが国全体が大きく飛躍する起爆剤となる。また、2019年にはラグビーのワールドカップ、2021年にはワールド・マスターズ・ゲームズが開催予定となっている。こうした「ワールド・スポーツ・トリプルイヤー」を一体的にプロモーションし、スポーツ・ツーリズムのムーブメントを喚起することにより、日本全体の観光・地域振興や魅力発信に確実につなげられたい。このため、スポーツ・観光・文化イベントを組み合わせたインバウンド振興策の検討、訪日外国人客を誘導する各地域の取り組み支援などを推進されたい。

3 イスラム圏からのインバウンド促進策の強化 ★

大きな人口を抱えるイスラム圏からの訪日観光客増大のため、ムスリムにとって安心できる食事環境の整備が急務である。そこで、世界基準を遵守したハラル認証機関による認証取得を、ホテル・レストランなどに促されたい。

同時に、和食を海外に売り込む一環として、ムスリムが安心して食することができる、「ハラル和食」の開発・PRを検討されたい。

また、宿泊・観光施設などにおけるムスリムの礼拝所の設置を促されたい。

4 大阪城公園の国際観光拠点化に向けた規制改革

国全体の目標である訪日外国人客増大の一環として、民間の自由な発想と活力により大阪城公園を西日本における国際観光拠点として整備するため、抜本的な規制改革を実現されたい。

具体的には、大阪城公園の大半は国の特別史跡に指定されており、同エリアに新たな施設を設置するには、文化財保護法などにより現行法制度では対応できない。歴史的文化的資産の有効活用のため、特別史跡の現状変更が可能となるよう要件を緩和されたい。

5 観光ビザのさらなる発給要件緩和

東南アジア諸国の旅行者に対するビザ発給要件が昨年7月から緩和され、訪日外国人数も増加したところである。訪日外国人客増大に向け、観光ビザの発

給要件のさらなる緩和や免除を進められたい。

6 クルーズ客船における入国手続きの迅速化 ★

海外からの大型クルーズ客船を最初に迎える港では、数千人規模の外国人乗客の入国審査を一時に行う必要がある。乗客にストレスを与えず、かつ国内での観光や買い物の時間がより長く確保されるためにも、入国手続きの迅速・円滑化が重要である。そのため、入国審査体制を強化するとともに、大型クルーズ船については入国審査官が事前に海外から乗船し、航行中の船内で入国審査手続きを完了する海外臨船審査を積極的に実施されたい。

7 通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置の適用拡大 ★

外国人に対し有償ガイドを行うには、国家資格の通訳案内士が必要であるが、現状、中国語や韓国語など英語以外の通訳案内士は極めて少なく、大阪のようにアジア人観光客の多い地域では不足が常態化している。訪日外国人に対し多様な魅力あるツアーを提供できるよう、現在、総合特区指定地域で認められている「通訳案内士以外の者でも外国人を有償ガイドできる特例措置」を、訪日外国人数が多い地域には適用されたい。

IV 1ドル≒100円を生かした産業競争力の再構築

大幅な円高是正にもかかわらず、依然輸出数量は伸び悩んでいる。経常収支も赤字基調となりつつあり、日本は輸出で稼ぐ力自体が劣化しつつあるのではないかとの危惧の声も出ている。

現在の為替水準を十二分に生かして輸出を再加速していくためには、強い競争力を持つ新しい産業集積が不可欠であり、国内投資を強力に誘導する施策展開を急がれたい。

1 成長志向型税制の構築

新成長戦略最大の焦点は、成長志向型税制の構築にどこまで踏み込めるかにある。国際的に遜色のない水準への法人実効税率引き下げに確実な道筋をつけるとともに、国内投資促進に向けての税制支援措置を強化されたい。

1) アジア諸国並みの法人実効税率の早期実現

企業のグローバルな立地選択に際し税負担の重要性が増す中、わが国の法人実効税率（35.6%）は、主な競争相手先であるアジア諸国（平均22.5%）に比べ、依然大きな格差がある。

経済成長を通じた中長期的な税収増加を図ることが肝要であり、他国との競争条件を揃え、企業活力の増進や海外流出抑止、国内での投資を後押しするため、早急に法人実効税率をアジア諸国並みに引き下げられたい。

同時に、中小企業の経営力強化のため、中小法人の軽減税率（15.0%/

平成27年度以降：19.0%）の引き下げと、適用所得金額（800万円以下）の引き上げを図りたい。

2) 法人版エンジェル税制の創設

資金力に乏しいベンチャー企業が事業を継続・発展させるためには、法人からの投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、これらに直接投資する法人への税制優遇措置を創設されたい。

3) 国力の源である研究開発の促進

資源に乏しいわが国にとって、研究開発やその成果物である知的財産こそが国力の源である。そのため、研究開発促進税制について、成長分野や中小法人に対する税額控除率（普通法人8～10%/中小法人12%）の引き上げや、法人税額の特別控除措置（控除限度額30%（本則20%）/適用期限：平成27年3月31日）の拡充・恒久化など、制度を強化されたい。その際、専従規定の弾力化など適用要件を緩和し、中小法人が使いやすい仕組みに改善されたい。

加えて、国内での研究開発投資を促すため、英国など欧州諸国で導入されている、特許から生じる収益に対し幅広く軽減税率を適用する「日本版パテントボックス税制」を創設するなど、思い切った措置を講じられたい。

4) 国内における設備投資の促進

成長分野における激しい国際競争に対応するため、生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制の税額控除割合の引き上げなど、設備投資減税を一層拡充するとともに、償却資産に係る固定資産税は廃止されたい。

5) 地球温暖化対策税の適用停止

原子力発電所が長期間停止し、石油・石炭へのエネルギー依存度アップを余儀なくされる中、輸入原材料価格の高騰が企業経営を圧迫し続けている。こうした深刻な状況下にあって、石油石炭税に上乘せし、更なる負担を求める地球温暖化対策税は、即時適用を停止されたい。ましてや、本年4月からの増税は遺憾であり、これ以上の課税強化には強く反対する。

2 安全性が確認された原発の順次速やかな再稼働と安価・安定的な電力供給の確保

安価・安定的な電力供給は、あらゆる成長戦略の大前提であるが、慢性的な電力不足・将来不安と料金の高止まりは、企業活動・国民生活の大きな重荷となっている。ましてやこれ以上エネルギーコストがアップする事態に陥れば、特に中小企業への深刻なダメージは必至であり、電力料金再値上げは何としても回避する必要がある。こうした差し迫った状況の中、安全性が確保された原子力発電所の順次速やかな再稼働により、当面の電力の安定供給と料金抑制を

期されたい。

そのため、原子力規制委員会には、安全審査を一層スピードアップするとともに、安全性が確認された原発については、政府が責任を持って、立地自治体など関係者との合意形成を図り、早期の再稼働を実現されたい。

あわせて、中長期的に安価・安定的なエネルギーを確保する観点から、原発の活用はもとより、メタンハイドレート、シェールガスなど新たな化石燃料や、再生可能エネルギーの活用なども含め、安定供給とコスト両面で満足できる、リアリティのあるエネルギーミックスについても早急に検討されたい。

3 環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の早期妥結

経済連携の推進は成長戦略実現のベースであるが、その柱となるTPP交渉の難航・長期化を危惧している。打開の鍵を握るのは日米両国である。グローバル経済の進化に即した新しい通商ルール構築の旗振り役として、両国が柔軟性を高め、交渉立て直しを主導することにより、早期妥結を期されたい。

同時に、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓FTA、日EUのEPAなど広域経済連携交渉の成功に向け一層努められたい。

4 新しいものづくり産業の振興

1) 3Dプリンター活用拠点の整備

設計・試作工程の大幅な効率化をはじめ、ものづくりを大きく変革させる可能性を持つ3Dプリンターの活用を促進するため、次の施策を推進されたい。

- ① 多くの優れた中小企業が立地する近畿圏を3Dプリンター活用の先行モデルエリアとし、コンサルタント付の共用施設の設置、3Dデータの作成支援・研修事業などを一元的に行う「ラボ」の域内整備。
- ② 3Dプリンターの導入費補助の拡充。
- ③ 3Dデータ作成人材育成に関する費用補助。
- ④ 3Dプリンターの共用施設の設置促進と利用費補助。
- ⑤ 3Dプリンター活用に関するワンストップ相談窓口の設置。

2) 新ものづくり補助金制度の安定的継続 ★

「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」（新ものづくり補助金）は、幅広い中小企業の設備投資支援策としてニーズが高い。同制度をスポットではなく安定的に継続するため、予算を恒常化するとともに、各年度の予算額を一層拡充されたい。

V 海外展開支援策の強力な推進

アジアをはじめ旺盛な外需の取り込みは、今後の成長の鍵である。ただし、中小企業の多くはまだ自力で海外展開するだけの体力が乏しいため、各段階に応じたハンズオン支援を一層強化されたい。

1 進出先でのワンストップサポート機能の強化

アジア新興国など多くの企業が進出を目指す地域においては、人事労務サポート、市場調査、ビジネスパートナー探し、法務・税務・知的財産に関する相談など、ビジネスニーズにきめ細かく対応できる現地拠点が従来にも増して求められる。そこで、日本貿易振興機構や自治体などの連携により、中小企業のワンストップサポート機能を一層強化されたい。

2 インキュベーション・ファクトリーの運営支援

国際ビジネス経験の乏しい中小企業が、スタート時のコストやリスク、事務負担などを極力軽減しながら、試行的に海外展開する際の伴走支援策として、新しい試みである「インキュベーション・ファクトリー」は有用である（レンタル工場をさらに小スペースに分割し複数の中小企業に再レンタルするとともに各種手続きなどをワンストップで支援）。海外進出に挑戦する中小企業のモデルケースになるものであり、同事業への支援を継続・拡充されたい。

3 新興国における工業団地や関連インフラの整備促進 ★

新興国への製造業進出に際しては、安心できる工業団地と周辺インフラの整備が不可欠である。工業団地建設や工業団地までのアクセス、電気・水などのインフラ整備に関し、ODAを活用するなど現地政府機関と積極的に連携・協力されたい。

また、新興国では、日本の裾野産業分野の中小企業を誘致したいとの希望が強い。他方、そうした分野の中小企業は単独での海外展開が難しいため、いくつかの業種・工程の企業が共同で進出し、クラスターを形成する活動を支援されたい。

4 外国企業の誘致活動の強化

外国企業の日本での立地促進に向け、豊富な海外拠点を有する日本貿易振興機構の一層の機能強化を図るとともに、国内各地域が独自に実施する誘致活動についても積極的に支援されたい。

また、外国人が日本の投資・経営ビザを取得するには、前もって日本国内に法人を設立しておく必要があるなど、手続き上困難な制度を実態に即して改められたい。

VI 成長を支える人材の確保支援

成長戦略の成否の鍵を握るのは、優秀な産業人材の確保である。女性の活躍、外国人の就労環境の整備など、企業・従業員双方にとって有益な施策を展開されたい。

1 女性の一層の活躍支援 ★

生産年齢人口の激減が見込まれる中、豊かさや活力を維持・増進していくには、仕事と子育て・介護との両立を社会全体として支える基盤強化が急がれる。このため、「待機児童解消加速化プラン」をはじめとする子育て環境の整備や介護施設の拡充などに一層注力されたい。特に、一刻も早い待機児童ゼロの実現はもとより、延長保育・病児保育や学童保育の拡充など、仕事を持つ保護者のニーズに即したバラエティのある子育て支援策を展開されたい。

また、子育てや介護などで離職した女性を、慢性的な人手不足に悩む企業や、女性の視点を生かした商品・サービスの開発を目指す企業の戦力につなげることは双方にとって有益である。このため、離職中の女性求職者と企業との出会いの場を提供するマッチング事業や、女性のスキルアップを図る再就職支援プログラムなどを強力にバックアップされたい。

他方、社会全体として出産・子育てを支援するためには、職場の理解と協力が不可欠であるが、育児休業や短時間勤務などは、とりわけ中小企業には負担も大きい。そこで、従業者の子育て支援に積極的に取り組む企業への助成金の拡充など、経済的インセンティブを検討されたい。

2 外国人の就労環境整備 ★

中小企業においても、海外展開を担う人材として、高度な知識を持つ外国人留学生の採用意欲が高まっている。一方、多くの留学生は日本国内の企業に就職を希望するものの、実際に就職できるのはわずかである。外国人留学生の採用・定着を促進するため、関係機関が連携して、日本語研修・職業訓練など総合的な支援策を推進されたい。

また、卒業学部によって職種が限定される現行制度について、採用後は企業が異動先に適していると判断すれば在留資格の変更が速やかに行えるよう、柔軟な対応をされたい。

一方、高度人材外国人の受け入れを促進するため、「高度人材ポイント制」が導入されているが、利用促進に向け、外国人や企業関係者への一層の周知を図られたい。

3 外国人技能実習制度の拡充

外国人技能実習制度が、実習生・雇用する企業双方にとってより効果的な制度となるよう、技能実習期間の延長や対象職種の拡大に加え、受け入れ人数枠の拡大や手続きの簡素化、来日前の日本語教育の充実なども図られたい。

4 国際競争上ハンデとなる労働規制の見直し

改正労働契約法・改正高年齢者雇用安定法の施行や、社会保険の短時間労働者への適用拡大など労働規制の強化は、国際競争上大きなハンデとなり、かえって雇用機会の喪失や国内投資の抑止につながりかねない。企業の経営実態を十分踏まえ、政策の方向性を再検討されたい。

Ⅶ 西日本の拠点たる大阪・関西のインフラ整備

政府は国土強靱化に向けた政策の検討を進めているが、防災・減災はもとより、経済活力増進の観点から、産業基盤として必要なインフラを効率的に整備していくことが重要である。大阪・関西においてはとりわけ次のプロジェクトを強力に推進されたい。

1 首都機能のバックアップ拠点の大阪・関西への設置と国土双眼化の推進

国土強靱化の一環として、大規模災害に備えた首都機能のバックアップ体制の構築が急がれる。大阪・関西は、東京とは一定の距離があるとともに、経済・文化・交通・情報通信など各分野の都市機能も集積していることから、当地を首都機能のバックアップ拠点として明確に位置づけ、ハード・ソフトの整備を進められたい。同時に、関東・関西の双方に政治・行政・経済の核が存在する国土の双眼化に向けた政策を推進されたい。

2 関西国際空港の機能強化

関西国際空港は、伊丹空港との一体的運営やLCCの拠点化による効果が表れ、発着回数や旅客数を順調に伸ばしている。新関西国際空港株式会社がアジアのリーディングエアポートを目指して進める、着陸料などの低コスト化、国際戦略総合特区制度を活用した貨物取扱機能の強化、欧米をはじめとした中長距離路線の拡大などの取り組みについて、積極的な支援を行われたい。また、コンセッション実施まで引き続き必要な環境整備に努めるとともに、コンセッションを負債の圧縮と空港利用者にとっての利便性向上の機会とされたい。

3 阪神港への予算の重点配分

国際コンテナ戦略港湾である阪神港を、東アジア主要港並みのハブ港湾に育てるため、①阪神港の機能強化に向けた国費の集中投資、②地方港から阪神港への集貨誘導策、③埠頭株式会社への税制・財政上の支援や内航船大型化に対する財政支援などについて、国策として思い切った措置を講じられたい。

4 道路ネットワークの早急な整備

大阪都市再生環状道路など、企業の製造・研究開発拠点と国内消費地や関西国際空港・阪神港とをシームレスに結ぶ道路ネットワークを早急に整備されたい。とりわけ、ミッシングリンク解消により高い効果が期待される淀川左岸線延伸部については、早期の事業化を目指し、地元負担軽減に向けたスキームを構築されたい。新名神高速道路については、凍結解除された大津～城陽、八幡～高槻間も含めた全線を事業会社が計画通り着実に供用できるよう引き続き支援されたい。

また、高速道路の債務償還計画では、償還が完了する平成62年に高速道路を無料開放することとなっているが、道路の維持管理費のみならず新路線建設費確保の点からも、償還期間の延長や恒久的な有料化についての検討を進められたい。

5 リニア中央新幹線の全線（東京－大阪間）同時開業

リニア中央新幹線は、わが国の経済成長を牽引するインフラとして期待されている。しかし、現在の計画では、2027年に東京－名古屋間が開業し、それから18年後の2045年に名古屋－大阪間が整備されることとなっている。リニア中央新幹線は東京－大阪間を直結することでその機能を十分発揮し、効果が得られる事業であり、全線同時開業と、そのための同時着工が望ましい。そこで、国家的プロジェクトとして、同時着工・同時開業に向けた新たな資金調達の手法などを早急に検討し、具体的方策を提示されたい。

以 上